

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)
(同)

ページ
— 1 —

規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表総合企画部の項中「三〇七人」を「三一〇人」に改め、同表中「三、七二五人」を「三、七二八人」に改め、同表合計の項中「三、八一三人」を「三、八一六人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正す

る。

第六条第一項の表観光・ブランド振興課の項に次の一号を加える。

九 イベントの開催及び支援に関すること。

第六条に次の一項を加える。

4 観光・ブランド振興課に本庁課内室としてイベント推進室を置き、第一項の表観

光・ブランド振興課の項第九号に掲げる事務を分掌させる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年十月十八日発行

発 行 者
岐 阜 県 庁

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター